

学校動物飼育マニュアル

学校で動物を飼うには ...

社団法人 神奈川県獣医師会

学校動物飼育マニュアルの発行にあたって

最近の世の中は開発が進み自然が失われ、さらに核家族化、少子化、高齢化が進み、動物の存在が大切な世の中になってきました。そして毎日のように殺人事件が報道され、犯罪の凶悪化が進む中で、少年犯罪も増え、しかも毎年低年齢化していることは由々しき問題で強い危機感を感じています。特に教育関係者には、このような現象はきわめて深刻な問題であり、早急に対策を講じる必要を感じていると思います。

1970年代に、このような社会を既に経験しつつあった米国を中心として始められたヒューマン・アニマル・ボンド（人と動物の絆）をめぐる科学的研究は、人と動物のふれあいから生まれる相互作用とその効果が、人と動物の双方の心身によい影響を与えている事を解明してきました。この科学は、子供たちの成長段階における社会化の重要な時期に、犬や猫等の動物達や自然に触れ合うことが大切であるとしています。子供たちが10才頃までに動物と触れ合い、五感で実際に体感、体得し、感性を磨く教育を十分与える事が、子供たちの社会化に必要な脳の発達に欠かす事ができない事を明らかにしてきました。

最近、先進国での開発が進み自然が失われ、自然や動物に触れ合う機会が無くなるのが、如何に人間の心身に危険であるか気が付き始めました。子供たちが他の動物や自然に触れ合うことで、他の生き物の命の大切さを感じ、労わり合いの心を育てていきます。

学校での動物飼育法を拝見すると、決して飼いが良い学校ばかりとは言えません。

現在、神奈川県獣医会の獣医師が学校動物の飼育指導、衛生指導を行っています。学校での動物飼育には栄養管理、衛生管理、病気予防、飼育小屋の問題、飼育頭数の問題、世話の問題など多くの問題を抱えています。さらに動物愛護の啓発や動物の接し方、危険防止などの指導を各地の学校で行っています。

ほとんどの学校の先生は本来の授業の時間をこなすのに精一杯で、動物の問題に十分な時間を費やし、子供たちに飼育指導をする時間的余裕がないと思います。この学校動物飼育マニュアルは忙しい先生たちが動物のことを短時間で理解できるように日本獣医師会から発行した「**学校飼育動物保健衛生指導マニュアル**」や日本初等理科教育研究会の「**学校における望ましい動物飼育のあり方**」等を要約したものです。どうか生徒さんに指導するときの参考にして下さい。

我々獣医師の使命は動物の持つ素晴らしさ、そして人と動物の結びつきこそが我々の求めているものであり、多くの子供たちにその素晴らしさを伝えていくことだと思っています。動物と接し、子供たちが全ての生き物に尊敬の気持ちを持ち、動物に対する責任感が養われていくことが大事です。「ヒューマン・アニマル・ボンド」とは人と動物との触れ合いにより生まれる相互作用を認め、双方の教育・福祉・医療に生かしていく事こそが、日本の次世代を担う子供たちの将来の教育や人生に欠かす事のできないものと確信しています。

そして地球上で動物や植物が生きて行く事ができなくなれば、人もまたこの地球上で生きて行く事ができない事も明らかです。この事実を皆が認めた時に本当の平和が訪れると信じています。動物を愛する事は人間を愛する事です。

平成 18 年 3 月

(社)神奈川県獣医師会

会長 水谷 渉

目 次

学校で動物を飼うには	—1—
1 動物飼育の考え方	
2 何を飼育するか	
3 どのように飼育するか	
動物を安全に飼うには	—2—
1 入手方法	
2 新入り動物を仲間入りをさせるとき	
3 動物に触るとき	
4 動物に噛まれたとき	
5 その他	
飼育動物の病気と対策	—3—
1 かかりやすい病気を予防するための一般的な注意	
(1) 病気の見つけ方	
(2) 繁殖制限 (動物を適正以上に繁殖させないために)	
(3) 新しく動物を加えるとき	
【病気にさせないためのポイント】	
人と動物の共通感染症	—4—
1 動物から人への感染経路で分類すると以下の3経路に分けられる	
2 共通感染症を防ぐには	
学校で注意すべき主な感染症	—5—
1 ニューカッスル病	
2 オウム病	
3 サルモネラ症	
4 レプトスピラ病	
5 カンピロバクター病	
6 パスツレラ症	—6—
7 皮膚糸状菌症	
8 破傷風	
動物にかかわる法律	—7—
1 家畜伝染病予防法	
2 狂犬病予防法	
3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
4 動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護法)	

5 学校環境衛生の基準	-7-
-------------------	-----

動物衛生と公衆衛生	-8-
------------------------	-----

1 動物衛生にかかわること	
(1) 正しい知識の普及	
(2) 病原体の侵入防御	
(3) 感染の抑制	
(4) 病状の軽減	-9-

2 公衆衛生にかかわること	
(1) 飼育動物と人との距離	
(2) 飼育者の特殊事情	
(3) 飼育環境	-10-

上手に飼うには

1 休日や長期休暇中の世話	
2 望ましい飼育舎と改善の方法	-12-
3 飼育費用	-14-
4 増えすぎないように	
5 近隣に迷惑をかけないように	-15-
6 動物が死んでしまったら	-17-
7 飼育日記をつける	-18-
8 学校で飼育できる動物	

添付資料

飼養動物の健康チェック (例)	-20-
飼育活動日誌 (例)	-21-

学校で動物を飼うには

学校における望ましい動物飼育を行うにあたっては、必要かつ十分な条件を整えることが大切である。また、条件整備を行うこと自体も学校飼育の大切な内容でもある。

動物飼育のねらいの実現には、まず学校で動物を飼育する意義や目的について、教科や特別活動等における位置づけや指導の基本との間で明確にし、飼育に対する考え方をしっかり持たなければならない。

次に、それを保護者や学校の近隣及び地域の人々に説明し、理解や支援を得るようにする。飼育活動にこれらの人々の意見を反映させることも考えられる。

動物飼育にあたっては、何よりもこうした取り組みが必要である。そして、これを毎年確認し合い、常に新たな気持ちで飼育を続けることが大切である。

1 動物飼育の考え方

動物を飼育することは「動物とともに暮らす」ということである。動物は、教材としての「物」ではなく、子どもたちにとってのよき「生きた仲間」である。動物の世話をすることは「命を預かる」ことを意味する。世話をする者は、自分と同じように動物の体の健康や心の安定を考えながら交流しなければならない。

また、望ましい動物飼育をするにはゆとりが必要である。学校や地域の実態に合った動物を、適正な数だけ丁寧に末永く飼育するようにしたい。

2 何を飼育するか

適切な飼育のためには学校や地域の実態に即した動物を選ぶことが望ましい。学校の規模、施設、教職員等、自校の実態を考慮する。

また、地域の気候や環境などにも配慮する必要がある。あまり特殊であったり、手間がかかりすぎる動物は飼わないことが望ましい。地域でよく飼われている動物は、学校で飼育するのにあたっての支援者や協力者等も得られやすい。

3 どのように飼育するか

飼育の実際を考えれば、動物の快適な生活環境の維持、掃除や管理のしやすさなどを考慮し、適切な空間を確保することも大切である。それによって動物同士の争い、ケガや病気も少なくなり、動物は安心して生活できるようになるし、子どもたちもゆとりをもって飼育を楽しむことができる。

また、動物の数は基本的に増やさないようにし、動物の子育てに出会わせたいときには、事前に飼育してくれる人を見つけてから繁殖させることが必要である。

動物を安全に飼うには

1 入手方法

信頼できるところから動物を入手する。

2 新入り動物を仲間入りさせるとき

前から飼っていた動物とすぐに一緒にしないで、2週間ぐらい隔離飼育して健康を確かめる。

具合が悪いときは、治療が終わってから一緒にする。(不用意に一緒にさせて感染した場合、すべての動物の治療が必要になるおそれがある。)

動物が伝染性の病気になったときは、飼育舎(箱)をよく洗浄したのちに消毒する。消毒薬は病気の種類や飼育箱の素材等によって使い分けるが、金属製の熱に強いものには熱湯、木製やプラスチック製には塩素系漂白剤などを使う。この作業は危険をともなうため教職員が実施する。

また、新しい動物と前から飼っていた動物とのけんかを防ぐため、新しい動物を1～2週間ほどカゴに入れて、前から飼っていた動物のそば(飼育舎なら、カゴを中に入れておく。)に置いてなれさせる。おたがい気にしなくなったら、新しい方をカゴから出して一緒にさせる。

3 動物に触るとき

動物を触った後、手をよく洗う。(動物に触れるときは清潔な手で触ること。)

4 動物に噛まれたとき

傷をよく洗い、ヨウ素系消毒剤などで消毒するが、その際、医師に噛んだ動物の種類や様子などを伝える。傷の深さや動物の様子によっては、ただちに医師の診察をうける。

5 その他

教室内で飼育する場合は、特に飼育舎を毎日よく掃除して、排泄物、羽毛等が飛び散らないよう衛生管理に留意する。

飼育動物の病気と対策

動物も人間と同じように病気にかかる。しかし、動物は病気になっても病状を言葉で説明することができないので動物を毎日観察する。そして、いつもと少しでも違ったことが発見されたら、すぐに獣医師に相談するようにする。

1 かかりやすい病気を予防するための一般的な注意

(1) 病気の見つけ方

毎日動物の状態を観察し、いつもと違うところがないか見つけて記録する。観察項目を表にして記録することが望ましい。食欲がなかったり、下痢や嘔吐などがあつたら、すぐに獣医師の診察をうけるようにする。特に、他の動物に感染する病気は早めの対応が必要である。

(2) 繁殖制限（動物を適正以上に繁殖させないために）

飼育舎やケージで飼育できる動物の数は限られている。最適な環境で飼育できる頭数をよく考えて雌雄を別にして飼育したり、去勢手術をして繁殖を制限することが大切である。

（例 ウサギ、ニワトリは1群オス1対メス3～4羽）

(3) 新しく動物を加えるとき

新しい動物を飼育する場合は、健康チェックをして病気でないことを確認する。もし疑いがあれば獣医師の診察を受け、他の動物とはなれたところで2週間ほど様子を見てから一緒にする。

[病気にさせないためのポイント]

- ・ 飼育環境は常に乾燥させ衛生的にする。
- ・ 動物に適したエサを与え、十分な栄養管理を行う。
- ・ エサや水は、毎日あたらしいものに取り替える。
- ・ 毎日、飼育舎とその周辺を掃除する。
- ・ それぞれの動物の習性を理解し、その動物に適した飼育を行う。
- ・ 愛情を持って動物に接し、ストレスを与えないようにする。

人と動物の共通感染症

1 動物から人への感染経路で分類すると以下の3経路に分けられる

- (1) 動物が病原体の自然宿主であり、動物の体内で病原体が増殖し、病原体は尿中や糞中に排泄され、人への感染源になり得る。しかし、動物自体は保菌者であっても外見的には全く健康で不顕性感染である場合(野生げっ歯類のハンタウイルスなど)。
- (2) 感染動物が自然宿主と終末宿主の中間的存在である。媒介をする動物は本来の保菌者ではないが、病原体の生態サイクルに入る場合(日本脳炎はブタから蚊を媒介として人に感染する人獣共通感染症であるが、法定伝染病として通常は公衆衛生で扱われている)。
- (3) 終末宿主として、病原体に感染し発症する場合。自然界では持続的に感染源になることはないが、潜伏期間中や発症中に人への感染源となる(狂犬病など。この場合は、動物も劇症を示すので飼育者も容易に気づく)。

2 共通感染症を防ぐには

学校で飼育されている動物で、現実的に問題となり得るのは、狂犬病やエボラウイルスなど市民生活を脅かすようなものではないので、あまり神経質になる必要はないが、感染経路を防ぐことを考えて次の項目に注意するとよい。基本となるのは人と動物双方の健康と衛生管理である。

- (1) 新しい動物を飼い始めるときは、2週間位の観察期間を設ける。
- (2) 飼育舎を掃除した後、動物に触れた後、排泄物に触れた場合は必ず石けんで手を洗う。
- (3) 飼育舎にネズミや野鳥が侵入しないように気をつける。
- (4) 動物に口移してエサを与えたり、食器を共用しない。
- (5) 動物に噛まれたりひっかかれたりしたら、すぐに傷口を消毒して養護教諭等に報告し、その後の指示を受ける。
- (6) 飼育舎の卵などを勝手に持ち出さない。
- (7) 飼育動物に異常があったら病気が考えられるので注意する。
- (8) 異常な死に方をした場合には、獣医師に検査を依頼して原因を確かめ、適切な遺体処理を行う。

なお、イヌ、ヤギ、ウサギ、ニワトリ、アヒル、ウズラなどの動物種では、家畜伝染病予防法により、獣医師もしくは動物の所有者が病気を発見した時には、家畜保健衛生所に届出なければならない疾病が規定されている。この意味からも、動物の病気・死亡に関しては獣医師に相談することが大切である。

学校で注意すべき主な感染症

1 ニューカッスル病

ニューカッスルウイルスによる鳥類の急性伝染病で、家畜伝染病に指定されている。本ウイルスに対する感受性はニワトリが最も高い。ドバトなどの野鳥により伝播することがある。呼吸器感染あるいは汚染した手、指で目をこすることにより人が感染すると、1～2日の短い潜伏期を経た後、主に結膜炎、まれにインフルエンザ様の症状を示すことがある。

ニワトリに急性で死亡率の高い疾病が発生したらまず本病を疑う。本病予防のためニワトリではワクチンが使用されており、適切に使用すれば予防が可能である。

2 オウム病

病原体はオウム病クラミジアで、本来は鳥類の疾病である。鳥類間では不顕性感染や持続感染の状態では保持されている。特にオウム・インコ類が重要な感染源となる。接触感染、呼吸器感染、経口感染により伝播される。

人は1～2週間の潜伏期の後、発症する。発熱、悪寒、頭痛、食欲不振、筋肉痛、関節痛などインフルエンザ様症状を示すが、下痢、便秘などもみられる。

3 サルモネラ症

サルモネラ症は世界的に発生頻度の高い共通感染症であり、動物衛生のみならず食品衛生面からも重要視されている。家畜伝染病予防法では、法定伝染病として家禽サルモネラ感染症、届出感染症としてサルモネラ症が定められている。また、食品衛生法では食中毒の原因のひとつに指定されている。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では腸チフス、パラチフスが二類感染症に指定されている。サルモネラ菌の進入、感染を軽減するためには、導入する動物の事前検査、飼育施設・器具の洗浄・消毒、ネズミ・野鳥対策等が重要である。

4 レプトスピラ病

レプトスピラ菌が原因となる。人は不顕性感染したネズミなどの尿で汚染した水、土などの自然環境から経皮感染することが多い。感染した動物との接触によっても感染する。感染すると、4～14日の潜伏期を経て、発熱、頭痛、出血、腎不全、髄膜炎、黄疸などの症状が見られる。重症例では死亡する。

5 カンピロバクター症

カンピロバクター菌が原因である。ペット動物及び家畜が保菌しているが、特にニワトリの保菌率が高い。人は2～6日の潜伏期で食中毒様症状を起こす。本症の予防には、ニワトリとの接触の後、手洗いを励行する。

6 パスツレラ症

病原体はパスツレラ菌である。動物の咬傷、搔傷による創傷感染が最も多い。受傷後数時間で創傷局所の痛みと腫脹を伴う炎症が起きる。重症例では受傷部付近の骨膜壊死が、また気道感染では気管支炎、肺炎が起こる。

7 皮膚糸状菌症

真菌の皮膚糸状菌が原因であり、動物から動物へ、また人へ容易に接触感染する。動物での臨床症状は、紅斑、鱗屑、痂皮形成を伴う脱毛斑で、頭部、顔面、四肢を含めた体表の各所に病巣を形成する。

8 破傷風

破傷風菌が産生する毒素により全身性の痙攣を起こす急性の感染症である。

ヒトの潜伏期は6～10日で、発病すると発汗、倦怠感、反射亢進などの症状に次いで痙攣症状が始まる。破傷風毒素に対する動物の感受性はウマが最も高く、鳥は低抗性がある。

破傷風菌は、芽胞を形成して自然界に広く分布しており、この芽胞が創傷部位より生体に侵入すると発芽、増殖して強力な毒素を産出する。本病の伝播様式はヒト、動物ともに土壌などからの創傷感染が主体で、ヒトあるいは動物からヒトに直接伝播されることはほとんどない。

芽胞は何年にもわたって感染性を持ち続けることから、破傷風で死亡した動物は土中に埋めなくて焼却することが必要。

動物にかかわる法律

1 家畜伝染病予防法

本法は「家畜の伝染性疾患(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ること」を目的に制定されている。対象となる疾病は家畜伝染病、届出伝染病、新疾病に区分されており、届出の義務、隔離の義務、と殺の義務、殺処分、死体の焼却等の義務、家畜等の移動制限等が定められている。

2 狂犬病予防法

本法は「狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること」を目的としている。

3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

本法は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めること」を目的としている。

4 動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)

ほとんどの学校飼育動物は「動物愛護法」の対象となる「愛護動物」に含まれるので、全体としてはこの法律にしたがって動物愛護上問題がないように飼育するのが原則である。また、教育上の観点からも、動物愛護に十分配慮されない状況での動物飼育を学校で実施することは、厳に避けるべきであろう。

※ 動物愛護法に基づく「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の第7項

「学校、福祉施設等における飼養及び保管」

1. 学校等の責任者は獣医師等動物の飼育について専門家の指導のもとに、適切な動物の飼育を行う。
 2. 学校等の責任者は、飼養に当たる者以外からみだりに食物を与えられ、又は動物が傷つけられ苦しめられることがないように、予防のための措置を講じるようにする。
-

5 学校環境衛生の基準

飼育動物の施設・設備の汚れや破損の有無を検査し、清掃方法の改善や適切な措置を講ずる。

動物衛生と公衆衛生

1 動物衛生にかかわること

学校飼育動物は、開放的な環境で飼育され、不特定多数の児童と接触する等、家庭の愛玩動物や農家の家畜に比べて特異な状況にある。そのため、飼育動物が各種病原微生物に感染する機会も多様であり、また防疫対策が困難な面もある。したがって、飼育動物の健康を守り、人と共通感染症の感染源とならないように的確な飼育管理が重要である。

(1) 正しい知識の普及

すべての学校関係者や父兄が、動物飼育の意義や健康管理の必要性を十分に理解しているとは限らない。また、動物がヒトに及ぼす問題について必要以上に過敏なヒトもいる。動物の取り扱い、動物の健康管理のポイント、基礎的な感染の防御方法について日常的な注意が重要である。

(2) 病原体の侵入防除

感染症を予防する基本は病原体を持ち込まないことである。そのためには、次の事項等に留意する必要がある。

- ① 健康な動物の導入：信頼できる機関あるいはヒトが飼育していた動物で、健康状態を確認したものを導入する。特に、拾った動物、夜店で購入した動物等を不用意に飼育すべきではない。
- ② 導入動物の検疫：導入動物については、まず、外望所見、発育状況等から健康状態を観察する。異常があれば獣医師の検診を受ける。導入後、直ちに既存の動物とは同居させずに、離れた場所で約2週間程度隔離飼育し、健康状態の確認と新しい環境への馴致を行う。
- ③ 野鳥、ネズミ対策：野鳥やネズミは各種病原体を保菌し、感染源となることが多いので可能な限り排除する。

(3) 感染の抑制

病原体が飼育施設内に侵入した場合でも、その量が少ないほど動物が感染する可能性が軽減され、また感染動物から排除されやすくなる。そのため、日常の清掃と定期的な消毒は重要な事項である。動物が本来保有する生体防御能を十分に働かせるためには、適正な飼育管理による動物の健康の維持が最も重要である。

現在、ニワトリの疾病に対する多くのワクチンが実用化されている。学校で飼育されているニワトリに対しても、基本的なワクチンは接種すべきである。最近、ワクチン未接種の愛玩鶏におけるニューカッスル病の発生が散見され、周辺の養鶏農家への伝染源としての危惧もある。学校飼育動物の疾病が児童の家庭で飼育されている動物や地域の家畜への感染源となる可能性もあるので、ワクチンなどで防疫可能な疾病に対しては十分な対応をしておくべきであり、それぞれの地域の家畜保健衛生所に相談されることを勧める。

(4) 病状の軽減

疾病に罹患した動物を早期に発見し、治療する必要がある。飼育活動記録日誌の作成ならびに動物の健康チェック時に、獣医師による迅速な診療が可能な体制作りが望まれる。

2 公衆衛生にかかわること

「公衆衛生」とは、ヒトの疾病の予防を目的とし、心身ともに良好な健康状態を獲得するための保健衛生に関わる社会的活動全般を指す言葉とされる。したがって、学校における動物の飼育は、児童に責任感を植え付けて科学的な興味を持たせることに主な目的がおかれている。学校と児童は動物の良好な健康状態を維持するための役割を負うと同時に、それらの動物から移る病気である共通感染症から自分たちの健康を守る対策を考えなければならない。これはまさしく学校での動物飼育そのものが、学校という社会における公衆衛生活動の一つであることを示していることから、特に次の事項に対する配慮が重要である。

(1) 飼育動物とヒトとの距離

学校では、ハムスター、ウサギ、ニワトリなど、さまざまな種類の動物が飼育されているが、飼育動物と児童の間の距離は家庭におけるペット動物との距離と同様、きわめて接近している。

また、動物の食・住環境保持のために、糞便の処理や寝床の清掃などの活動に直接関わるが多いため、学校内の公衆衛生対策としては共通感染症が重要な位置を占める。

(2) 飼育者の特殊事情

飼育の責任を負う学校社会の構成要員（児童と教職員）には大きな特徴がある。それは毎年、必ず一定の人口の入れ替えがあることである。しかも、児童の入れ替えの場合は、学校社会に馴化して経験を積んだ指導的グループである最高学年が卒業し、全くの未経験者である新入生が新たに加わる。したがって、それまで培ってきた公衆衛生的な経験や秩序をいかに継承して行くかが大きな課題となる。

動物の飼育を担当する児童は成人に比べて免疫・抵抗力が未発達の場合が多い。そのため、管理者は児童が動物に対して無防備に接近することのないよう、適切な衛生装備（手袋、マスクなど）を準備し、手洗いの励行を指導するなどして十分に注意する必要がある。

学校飼育動物が共通感染症の原因となる場合としては、病原体との接触による直接伝播（非定型抗酸菌症、皮膚真菌症など）や、手指等についた動物の糞が口に入る糞口（経口）感染（サルモネラ症など）によることが多い。

また、通常、健康人に対しては無害の微生物でも、免疫・抵抗力が低い宿主に対しては感染して発症する日和見感染についても、学校飼育動物と児童との関わりにおいて注意しなければならない感染形態である。

(3) 飼育環境

学校における公衆衛生の抱える問題の一つは、学校には地域社会などと異なり、公衆衛生の専門家がないことである。動物飼育に関しても、管理を行う学校や教職員からみると、飼育のための場所や資材が十分でないことや、あるいは飼育管理費の問題などから、飼育環境が必ずしも良好に保てないという悩みも大きい。

動物は、学校内における飼育場所、飼育要員、飼料等の諸要因の均衡をとりながら飼育されていることが多い。しかし、動物数の増減や学校の事情により飼育環境が徐々に変化し、時にその均衡が大きく乱れることがある。

このような状態は疾病の発生の大きな誘因となり、ひいては児童等への感染伝播の原因ともなりうる。したがって、均衡の乱れが深刻な結果につながらないように、学校側では飼育環境を常に監視し、悪条件を早期に発見して改善することが重要である。

これには、学校における生活環境の衛生全般と健康に関わるすべての要因の総合的な管理運営が求められる。

上手に飼うには

1 休日や長期休暇中の世話

学校が休業日だからといって、どの生き物もずっと眠ってくれるわけではない。平日だけ世話をするのは、生き物を飼育することに対して身勝手な心を育ててしまうことにもつながる。

また、学校が休みのときに、子どもが世話をしに来る場合でも、持ち帰って世話をする場合でも問題は出てくる。

学校が、各地域の事情も照らし合わせて休日飼育を考える必要がある。次の事例を参考に、各学校が地域の実情に合わせて工夫することが必要である。

なお、いずれの場合においても、動物と子どもの両者に対して適切に安全が確保されるよう、管理体制の整備が不可欠である。

(1) 持ち回り制

クラス単位で飼育しているハムスター、鳥などの小動物の場合、子どもたちの持ち回り制で飼っている学校がある。月の初めにみんなで話し合って順番を決める。基本的に、一度持ち帰ったら全員が一巡するまで待つようにする。

ただし、途中で希望しない子どもが出た時は、他の子どもが希望できるようにする。持って帰り、世話をすることで、動物に対する愛着が深まることが多いようである。この方法では、ハムスターぐらいまでの大きさに限られるし、各家庭の事情や次にあげる問題点もある。学校だけではなく、保護者の理解や協力が必要になってくる。

問題点

○ 突然都合が悪くなったときどうするか。

前日までに、都合が悪くなった場合、その子どもが責任を持って代わりの子どもを探すようにする。担任も帰りの会で呼びかけるなど支援していく。

○ 病気になったり、死んだりしたとき

病気や死を心配して反対する家庭も多い。持ち帰った時に偶然死んだりすれば、こどもは飼育することを恐れるようになり、教育上逆効果になる可能性も高い。

- ・ 病気の際は、子どもに持って帰らせないで、担任が世話をするようにする。
- ・ エサの与え方や適切な環境について、みんなで話し合いながら周知しておく。
- ・ 問題が起こる前に、命について話し合う。どんな生き物の命にも限りがあることをみんなで考えることは命の尊厳にもつながる。保護者にも保護者会を利用して、子どもたちで話し合った様子を報告し、理解を求める。
- ・ 獣医師会に依頼して学校単位で講習会を開いてもらう。保護者も含め、動物について理解するよい機会にする。

(2) 休日当番制

ウサギぐらいの大きさになると、子どもが持って帰るのは難しい。そういう場合、当番を設ける学校が多い。休み単位で当番を考えるのもよいが、ひと月ごとに担当クラスを決めると、忘れることが少ないようである。簡単に健康状態を書けるような日誌を作ると忘れにくくなるし、動物の様子を把握することもできる。

学校の基本計画のもとに学年により分担を決める学校もある。生活科で飼育する場合、児童会活動の飼育委員会で飼育する場合などさまざまな方法が考えられるが、それぞれの学校の事情に合わせて当番を決めていきたい。

問題点

○ 安全管理上の問題はないか

- ・ 複数の子どもで当番を組むようにする。
- ・ 親子で、散歩がてらに来られるような雰囲気を作る。
- ・ 時間を決めて教師も顔を出すようにする。

(3) 地域との協力

何から何まで学校でやろうとすると負担が増え、生き物を飼う意欲を教師が失ってしまう。面倒だという思いに支配されては、子どもの心にも悪影響を与える。そういった問題等も踏まえて地域とうまく協力して飼育する学校もある。

- ・ PTAや子ども会の活動に取り入れる。
- ・ ボランティア活動の一環として組み込んでいく。
- ・ 地域の住民等で協力してくれるところを探す。
- ・ 地域の協力を得る場合は、啓発活動が必要になってくる。
- ・ 授業参観で、飼っている動物と遊びながら授業を行う。
- ・ 入学当初、親子で動物と触れ合う機会を設定する。
- ・ 獣医師会に依頼して講師を呼び、動物に関する講習会を開く。
- ・ 「学校だより」に、毎回動物の近況報告（子どもの作品、作文）を載せる。
- ・ よく世話をしてくれる人たちに、子どもたちが感謝の手紙を送る。

こうした活動を通して、地域にも理解を得ていく。その地域全体で、動物飼育に対する関心を高めることは、学校で飼っている動物に対するいじめ、いたずらなどを減らしていくことにもつながる。

(4) その他

これ以外にも、教職員が当番を組んで行う学校もある。担当の教職員だけでは負担が大きいため、全校での取り組みにする必要がある。小規模校ほど、担当教職員に任せる方法では負担が増えてしまう。また、「子どもたちに飼育をとおして教育を」という動物飼育の教育上の目的を考えた場合にも問題がある。

2 望ましい飼育舎と改善の方法

動物を飼育することは、動物を展示することではない。動物が人とともに暮らしていることを知ることであり、子どもが動物と交流するための機会を設けることなのである。

したがって、多種の動物を数多く飼育することは望ましくない。多くの動物を狭い飼育舎に押し込めると、争いのもとを作ることになり、飼育舎のなかで悲惨な状態が生じることになる。

この状態を子どもが見ると、教師に対する不信感を助長することになったり、動物の辛さにも無関心になり、ひいては他人に対するいたわりの気持ちや慈しみの心も育たないという悪影響をもたらすおそれもある。

ここでは、基本的な飼育舎の設置場所や外敵を防ぐための工夫、現状の問題点とその改善などについて考える。

(1) 飼育舎はどこにつくるか

動物の飼育舎は、子どもたちが動物と絶えずかわり、親しみが感じられるような場所に設置することが望ましい。

例えば子どもたちが出入りする昇降口の近くなどに設置し、絶えず子どもの目が行き届きやすくし、短い休憩時間などにも立ち寄ることができ動物の様子や行動が観察できるようにしておくことなどが考えられる。

一方、動物の健康を考慮して、日光がまったく当たらない場所とか、冬になると冷たい強い北風が吹きつけるような場所は避ける。飼育舎に隣接して、動物のための運動場が作れるような広い場所が望ましい。

動物の運動場があれば、子どもたちとの交流の場として利用できるし、掃除のときにも、動物を安心して出しておける。なお、住宅密集地での飼育舎の設置は、異臭や鳴き声などで周りの住民から問題視されることがないように十分に配慮する。

(2) 外敵を防ぐにはどうするか

飼育動物の外敵としては、イヌ、ネコ、イタチ、ネズミなどがおり、飼育動物をねらって侵入するものや、飼育動物に与えたエサを食べに侵入するものなどがある。

また、人間がいたずらのために入り込むこともあるので、いずれにしても侵入を防ぐことが大切である。なかには、飼育舎の囲いの金網が破られ、飼育動物に危害が加えられる場合もある。

そこで、飼育舎は、子どもたちや教師の目に付きやすい場所に設置することが大切であり、外部からの侵入を防ぐ配慮が必要である。

例えば、金網を二重にしたり（内側は、目が小さく細い針金でできているものでよいが、外側は、目が粗くても大人の力で破られない金網を使用する）、扉も二重にしておくとよい。

なお、犬は金網を破って飼育動物を襲うことはないが、猫による被害は頻繁に起こるので、金網の強度と網目の大きさに注意する。

小鳥の飼育舎は、金網を二重にしたり、出入り口には、副部屋（サブルーム）をつくり、外部に逃げ出すことを未然に防ぐ構造が望ましい。

(3) どのような飼育舎をつくるか

種類の異なる動物を一緒に飼うことを避ける。動物ごとに仕切りを設けるようにする。

床は、地面よりも高くして湿気を防ぐようにし、床材は防水コンクリートにしておき、一部分は盛り土にしておくようにする。

(小屋の絵を貼り付ける)

土は、動物の皮膚に付いた虫などを自分でこすり取るためにも必要である。ただし、1カ月に一度は土を取り替えることを心掛けたい。

床面は、排水のために南方向に傾斜を付け、南側に浅い排水溝を設けるようにする。こうしておくと、掃除もしやすい。

排水溝は各部屋を通り外部に出す。汚水が排水の吸い込み口に落ちる前に、毛玉やゴミが取れるように工夫したい。掃除は、できれば毎日行うことが望ましいので、給水が簡単にできるように飼育舎の内部に水道の栓を設置する。また、排泄物や汚れた敷物などが簡単に流せたり、取り出せるように入口を広くするとよい。

(4) 小さな工夫を

小動物は暑さ寒さの温度変化に弱い。特に夏の暑さや冬の冷たい北風に対して、飼育舎の中の動物を守ってやることを心掛けたい。飼育舎に日光が差し込むことは必要であるが、夏は極度に暑くなると思われるので、飼育舎の周りによしずを立て掛けた

り、風通しをよくするために大きな窓を作るなどの工夫が必要である。

また、冬は飼育舎の金網をダンボール紙やビニールで覆ったり、飼育舎の中に棚を作り巣箱を設置するなどして、冷たい北風が動物に直接当たらないように工夫することが大切である。

雨の吹き込みを防ぐには、ひさしを十分伸ばすことが必要であるが、北側は全面壁にして雨の進入を防ぐようにしたい。

飼育舎を新しく設置したいときや、いろいろな問題点が生じたときには、近くの獣医師に相談することが望ましい

3 飼育費用

動物の飼育にかかる経費は主に次のようなものがあるが、各学校でその予算の組み方についてはさまざまである。

- ・ 毎日のエサ代
- ・ ケガや病気のとときの治療費
- ・ 飼育舎の保全・修理費

(1) エサ代について

動物によってエサの経費はまちまちであるが、実際にどこからその予算を出すかということは現実的な問題である。エサ代については、各学校の予算の中に経費として計上することはもとより、学校の実情に即して適切に調達するといった方法などが考えられる。

(2) ケガや病気の治療費

1 回の治療費が数千円（場合によっては 1 万円以上）かかり、その資金の出所に苦労しているのが現状である。そのため、少々のことでは動物病院へ連れていけない場合が多いので手遅れになる傾向がある。

自治体によっては獣医師会との話し合いを持ち、予算化している例もある。地元の自治体と獣医師会が連携して、予算措置している場合は安心して病気やケガに対処していける。

しかし、病気が発生してから対応するのではなく、予防を重視することが極めて重要であり、日頃から地域の獣医師会や獣医師に相談することが大切である。

(3) 飼育舎の保全・管理

飼育舎の保全・管理についても、エサ代と同様に各学校において適切に経費を計上することが望ましい。

4 増え過ぎないように

動物の数が増え過ぎ、飼育に困って処分せざるを得なくなったとか、狭い飼育舎の中に 20 羽以上のウサギが詰め込まれていたとか、増え過ぎて死んだ動物が床の上に

散乱しているなどの問題も指摘されている。

ウサギやハツカネズミ、ハムスターなどは、自然にまかせていると急増することがある。

例えばウサギは避妊手術をしなければ 1 カ月の妊娠期間で 5～6 羽の子ウサギが生まれ、その子ウサギが生後 5 カ月で母親と同様に出産を始め、また 5 カ月後には孫ウサギを出産するという。

ハムスターは、1 年中発情期が続き、生後 10 週間ぐらいで繁殖適齢期になり、平均 8 匹程度の子どもを産む。当然、このようなことから、放置すると増え過ぎて飼育に困る事態が確実に生じる。

大切なことは増え過ぎないように事前の対策を講じることである。繁殖させることを指導計画上に位置づける場合は、増えた動物の飼育についても計画をあらかじめ立てておくことが必要である。

また、通常は雌雄を別に分けるか去勢・避妊手術を行う。万が一増え過ぎてしまったときには、各学校が情報を交換して、飼育に余裕のある学校に分けたり、里親制度を設けたりして、他の場所で飼育してもらうこと等が考えられる。

5 近隣に迷惑をかけないように

(1) ニワトリの「とき」の声

近隣からの苦情の多くは、早朝のニワトリの鳴き声である。ニワトリは、かなり騒がしい生き物なので、住宅密集地域で飼育する場合には、この鳴き声で迷惑がかからないように工夫する必要がある。

ニワトリは、早朝から鳴き出し、夏は朝の 3 時、冬でも 4 時頃には、けたたましく「とき」を告げ、雄が複数の場合には競い合っているように鳴き続ける。周囲に住宅がある場合には問題になることがある。

そこで、飼育小屋の中に扉の閉まる巣箱を備え、夕方から明朝までニワトリをその中に入れるようにするとよい。翌朝、エサやりのときに出すようにする。

なお、ニワトリは夕方になると自分で巣箱に戻るようになる。また、飼育小屋が狭くて中に新たな巣箱がおけない場合には、校舎内の昇降口などに別の巣箱を用意し、夕方になったら飼育小屋から校舎内の巣箱にニワトリを移すようにする。そうすれば、鳴き声を出しても近隣へ迷惑がかかることは少ない。

住宅密集地域であっても、ニワトリを抱いてその温もりに触れることや、採卵したり孵化させたりして、ヒヨコから飼うことのよさに着目してニワトリを飼育することも考えられる。その際は、鳴き声が小さいチャボを飼育することも考えられる。

(2) エサの腐敗や排泄物などによる悪臭

ウサギやニワトリなどに与えたエサの残りが腐敗して悪臭を発したりして、近隣から苦情が出ることがある。特に夏の暑い季節には、食べ物の腐敗が進み、悪臭が発生しやすくなる。

そこで、エサを与えるだけでなく、必ず食べ残しの始末も行うようにすることが大

切である。食べ残しの始末は、近隣の苦情対策という意味だけでなく、動物の健康管理のうえからも重要である。

飼育動物のエサや飲み水を置きっ放しにせず、きちんと後始末することで衛生が保たれ、病気になる率が大幅に下がり、動物たちの寿命が伸びることも期待できる。さらに、エサだけではなく、排泄物の始末も公衆衛生上重要であり、こまめに掃除することが有効である。

そのためには、飼育小屋が掃除しやすいことが重要である。

例えば、ウサギ小屋では、小屋の中に土を入れて、そこに巣穴を掘るような飼い方をしていると、排泄物の始末は容易ではない。ウサギ小屋では床を防水コンクリートにして、巣箱で飼うようにすれば、排泄物の始末は水を流したり、巣箱の下の新聞紙を替えたりするだけで済むので簡単である。このように、衛生的な状態を保つことが容易にできる環境作りが大切である。

また、排泄物は廃棄するだけでなく、これを生かした手段を考えることもよい。

例えば、コンポストのような施設を作って、排泄物を利用して腐葉土作りをしたり、堆肥を作って近隣の人たちに配布したりすると、環境にやさしい取り組みになるとともに、地域と学校とのつながりが密接になることも期待できる。このように地域と学校がつながりをもつような活動の工夫をしたい。

(3) 飼育小屋の場所の見直しを

飼育小屋の場所の見直しも大切である。学校などの飼育小屋は、動物等の鳴き声や匂いが授業の妨げにならないようにとの配慮から、校舎から離れた敷地の外れに設置されていることも多い。

このような場合では、学校周辺の住宅に飼育小屋が隣接してしまうことがあり、迷惑をかけることもある。そこで、飼育小屋を建て直すことができるならば、近所に迷惑のかからない場所に移動する配慮がほしい。

具体的には、登下校や休み時間などちょっとした時間にも子どもたちが立ち寄り、動物とのコミュニケーションが図りやすい場所に設置したいものである。こうすれば、学校における動物飼育がより一層の教育的効果をあげることが期待できる。

(4) それでも苦情がきたら

地域の住民に迷惑をかけないように配慮することは当然であるが、生き物を飼育している以上、避けられないこともある。

学校としては、その苦情には誠意をもって対応することが大事である。

地域の住民には、学校で生き物を飼育する教育的な意義を理解してもらうように日頃から努力する他に、学校側の対策や具体的な努力の成果もきちんと説明することが大事である。

さらに、地域の住民の立場に立ったときに、どのくらい迷惑になっているのかをきちんと調査して、学校側も苦情の程度を適切に把握する必要がある。

しかし、飼育している動物に必要な以上の「制限」を加えることは、「動物虐待」に

つながることも学校側としては十分に留意しておく必要がある。

これらの事柄を踏まえたうえで、学校教育の内容や現状を地域の住民に理解してもらうとともに、学校での動物飼育が地域ぐるみの取り組みへと広がるよう、おたがいのコミュニケーションを十分に図りつつ、これらの問題に対応する姿勢が重要である。

なお、学校の休日の動物飼育を地域の住民の協力で行っている地域もあり、学校と地域が一体化できる環境を目指したい。

6 動物が死んでしまったら

現在の日本の社会では、子どもたちが命の誕生や死を見ることが少なくなってきた。核家族化、少子化、病院での出産や死、動物飼育が禁止されている集合住宅での生活などが、その原因と考えられる。

したがって、子どもたちにとって学校での動物の死が初めての死別体験である可能性が高くなっている。

教室で飼っている小さなメダカが死んでも、家族が死んだように悲しむ子どももいる。

動物の「死」に直面することは、「生きる」ことや「命」について考えることの裏返しであることを認識して取り組みたい。

(1) 死体の処理について

校庭の片隅に小さな墓を作って埋めることは、日本の文化的背景から一般的に支持される傾向がある。

しかしながら、家畜伝染病予防法や人に対する衛生管理などの面から校庭に埋めることは避けなければならない場合がある。まずは、家畜保健衛生所や獣医師に相談するとよい。

「家畜伝染病予防法」の改正により、従来の家畜に加えウサギの疾病や死亡についても、近くの獣医師に連絡することが必要となった。

これは、家畜伝染病のまん延防止のためであり、学校で飼育している家畜（ニワトリ、ウズラ、アヒルも含む）に適用される。したがって、事故で死亡した場合などを除き、理由がはっきりしない場合には勝手に校庭などに埋葬してはならない。詳しくは獣医師に相談するとよい。

ニワトリやウサギが死亡したときは、獣医師に連絡する。

また、めん山羊が死亡した場合には家畜保健衛生所に届け出する。

7 飼育日誌をつける

学校では、動物の飼育に多くの子どもたちがかわり、当番制を取ることが多い。その場合、飼育動物の健康状態などが把握できにくいし、次の当番に申し送ることが必要な事項もあると思われるので、飼育日誌をつけることを勧めたい。前日の動物の健康状態や、今後気をつけておくことなどを記載し、連絡を密にすることが大切である。

飼育日誌は、生活科と児童会の飼育委員会などでも異なると思われるが、子どもたちが記録するものなので、記録のしやすさが重要である。その例を21頁に示しておくが、学校ごと、動物ごとに工夫することが必要である。

8 学校で飼育できる動物

原則的には野生鳥獣は、誰であろうと飼育できない。ただし、許可を得ればよいものや傷病鳥獣などは例外である。

また、野生の鳥類の卵は、すべて採取禁止である。野生の鳥類の卵を学術研究、有害鳥獣駆除のため、その他特別の理由で採取する必要がある場合は、環境大臣または都道府県知事に採取の申請をすることになっている。

ただし、次の鳥類の卵を駆除の目的で採取するときの捕獲許可は、都道府県知事が行うことになっている。

- ①カルガモ、 ②キジバト、 ③ドバト、 ④スズメ、 ⑤ハシボソガラス、
- ⑥ハシブトガラス。

したがって、子どもたちには、むやみに鳥の巣から卵を取り出すことのないように指導する必要がある。また、違反して捕獲した鳥獣は、すべて流通が禁止となっているので、保護者から野生鳥獣を飼育してほしいなどの申し出があった際には、学校では十分注意して対応することが大切である。なお、ヒバリ、ヤマガラ、ウグイスなどの飼育は、現在、環境大臣の許可権限となっている。

しかし、輸入されたものはその対象ではないが、なかには国内で採取したものを輸入と偽っている場合があるので、十分注意が必要である。

さらに、国立公園内で採取されたもの、天然記念物の指定を受けているものなどが学校に持ち込まれる可能性があるため、特に注意して対応したい。

したがって、学校で飼育できる動物とは、原則的には家禽や家畜といった長い間に人間生活に都合よく改良された鳥や獣である。しかし、これらのなかには野生化して人間に依存せずに生きているものもある。

なお、傷病鳥獣を学校で救護したときは、ただちに都道府県の鳥獣行政を担当する課またはその出先機関に連絡をとり係員の指導に従う。救護したまま連絡をしないと密猟と誤解されることもあるので注意する。行政に届け出て、鳥獣飼養許可証を発行してもらい、傷や病気が回復したら放野する。

最近、ペット動物として日本国内に持ち込まれる鳥獣が多いが、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」や「絶滅のおそれのある野生動植物の

種の保存に関する法律」を無視した輸入についても、十分に気を付けなければならない。

さらに、野生鳥獣はさまざまな伝染病の病原体を保持している場合がある。特に輸入された鳥獣は、未知の病原体を保持している可能性があり、中には治療方法が確立されていないものもあるので十分に注意が必要である。

特にサルの仲間は、人間に対する危険性のある病原体を持つ可能性が高いので、やめたほうがよい。

飼育動物の健康チェック（例）

年 月 日（ ）	午前 ・ 午後	時	分頃観察
動物の種類と名前	種類：	名前：	
項目	観察結果	観察のポイント	
元気よさ	ある・ない	うずくまり・ふるえる	
食欲	ある・ない	エサの残った量	
体重	変わらない・変わった	やせた・ふとった	
毛並み、羽毛	よい・わるい	つや・汚れ・毛玉	
傷や出血	ない・ある	ひふ全体・かさぶた	
体のしこり	ない・ある	しこりのあるところ	
目の異常	ない・ある	目やに・涙・はれている	
耳の中の異常	ない・ある	汚れ・におい	
鼻の異常	ない・ある	汚れ・鼻水・鼻血	
口もとの異常	ない・ある	汚れ・よだれ・歯ののびすぎ	
おしりのまわりの異常	ない・ある	ふんの汚れ・ただれ	
ふんの異常	ない・ある	ふんをしない・げり	
歩き方の異常	ない・ある	足をつかない・足を引きずる	
いつもとちがうようす			
観察者の名前			

飼育活動日誌（例）

年 月 日（ ）		天気	
時刻	始業前 ・ 業間 ・ 昼休み ・ 放課後		
記録者			
係の名前			
動物の名前			
世話の内容（活動の内容）			
エサ	与えた	・	与えない
水	与えた	・	与えない
そうじ	できた	・	できない
健康チェック	できた	・	できない
後かたづけ	できた	・	できない
〈気が付いたこと、次の人に伝えたいことなど〉			
先生から			

引用文献

1. 学校における望ましい動物飼育のあり方 日本初等理科教育研究会
2. 学校飼育動物保健衛生指導マニュアル 社団法人 日本獣医師会

平成18年3月発行

編集

(社)神奈川県獣医師会 動物愛護・学校飼育動物委員会

委員長 鳥海 弘 (中央支部) 土屋 喜良 (相模支部)
大森 恒康 (相模原支部) 香川 信一 (中央支部)
根本 晴一 (茅ヶ崎・寒川支部)

社団法人 神奈川県獣医師会

〒235-0007 横浜市磯子区西町 14-3

Tel. 045-751-5156

Fax. 045-751-5893

E-mail ka-kenjyu@crocus.ocn.ne.jp